

学校での児童生徒の臨時預かりを希望されている保護者様

草津市教育委員会事務局
学校教育課長

新型コロナウイルス感染症対策のための特例日課が継続された場合に伴う学校での児童生徒の臨時預かりについて

日頃は、学校教育に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

滋賀県下に出された緊急事態宣言が継続された場合に、本市では、新型コロナウイルス感染症対策のための特例日課として、午前中授業終了後の下校について継続する予定をしております。

その期間、小学校3年生以下の児童および特別な支援を要する児童生徒の中で、午前中授業終了後の下校が困難な状況にある場合に限り学校で臨時的にお預かりすることとしております。

このことについて、学校預かりの内容等は下記のとおりとしますので、御理解、御協力くださるようお願いいたします。

なお、希望申込書は9月10日（金）に学校へ御提出ください。

記

期間	令和3年9月13日（月）～特例日課終了日まで ※土、日、祝日を除く平日の受入れ可能な日
時間	午前中授業終了後 ～ 午後3時30分（上限） ※各学年の通常時下校時刻に準じる
場所	在籍している学校
対象	小学校1年～3年生および中学校を含む特別支援学級の児童生徒 <u>感染拡大防止の観点から、大集団になることは望ましくありません。可能な限り自宅での対応をお願いします。</u>
内容	<ul style="list-style-type: none"> 一人一台端末を活用した学習 自主自学（学習できるものを持たせてください）
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> 一時預かりは、子どもの安全を確保するために行うものです。 <u>昼食（弁当）</u>、水分補給のための水筒を持参させてください。 申請いただいた預かり希望日以外の臨時預かりはできません。希望日に変更がある時は、必ず学校に御連絡ください。 国、県からの要請や、市の体制により、臨時預かりを中止する場合があります。 預かり終了後は、<u>必ず保護者が迎え</u>をしてください。（児童育成クラブの利用者は、児童育成クラブへ移動することとなります。） 必ず、<u>各家庭で健康観察</u>を行い、健康状態に問題が無いことを確認してください。 急な体調不良や怪我等あれば、学校から連絡しますので、迎えをお願いします。 感染予防のため、マスクを着用させてください。（あれば、除菌シート等を持参させてください。）